

「外国為替及び外国貿易法第25条第1項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について」の一部を改正する通達新旧対照表  
(傍線部分は改正部分)

外国為替及び外国貿易法第25条第1項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について(平成4年12月21日・4貿局第492号)

改 正 案			現 行		
(略)			(略)		
1 役務取引許可の対象 (略)			1 役務取引許可の対象 (略)		
2 役務取引の許可 (略)			2 役務取引の許可 (略)		
別紙1			別紙1		
外為令 別表の 項	外為令別表 中解釈を要 する語	解 釈	外為令 別表の 項	外為令別表 中解釈を要 する語	解 釈
1～8	(略)	(略)	1～8	(略)	(略)
9	(略)	(略)	9	(略)	(略)
	デジタル伝 送方式を用 いたもの	(略)		デジタル伝 送方式を用 いたもの	(略)
	<u>削除</u>	<u>削除</u>		非同期転送 モード	情報の伝送速度によりセルの再起頻度が決定されるように情報を構成し転送する技術をいう。
10 ～12	(略)	(略)	10 ～12	(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)

1 3	複合材	(略)
	定常状態	<u>当該ガスタービンエンジンの吸気口の周囲の温度及び気圧が一定の場合において、当該ガスタービンエンジンの出力が一定である状態をいう。</u>
1 4 ~ 1 6	(略)	(略)

別紙 2 ~ 4 (略)  
参考様式 1 ~ 4 (略)

1 3	複合材	(略)
	(新設)	
1 4 ~ 1 6	(略)	(略)

別紙 2 ~ 4 (略)  
参考様式 1 ~ 4 (略)